

## 平成 31 年度地域から孤立をなくす活動支援事業 受配申請書提出要領

近年、社会経済環境の変化に伴い、地域においても社会的孤立の状態にある人たちをめぐる課題が深刻化しています。

社会的な孤立に至る要因は、不登校や引きこもり、離職、病気など様々なものがありますが、それら個別の課題を解決するための活動を推進するとともに、関係機関が連携し、社会の一員として包み支え合う仕組みづくりを進める必要があります。

中央共同募金会では、全国共通助成テーマとして「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支え合う仕組みづくり～」を掲げています。愛知県共同募金会（以下、「本会」という。）においても、地域における社会的孤立の課題解決や予防に取り組む活動を次のとおり支援します。

### 1 対象団体

- ・特定非営利活動法人
- ・法人格を持たない任意団体

ただし、以下の（1）から（8）までをすべて満たす団体とします。

- (1) 営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動を行う非営利団体であること。
- (2) 愛知県内に所在する団体であって、かつ、愛知県内で継続的な活動を行っていること。
- (3) 団体の定款または会則・規約等、前年度の事業報告書、決算書、今年度の事業計画書、予算書を作成していること。
- (4) 配分を受けて行った活動について、本会及び中央共同募金会のウェブサイト等において情報公開が可能であること。
- (5) 申請した事業が遂行できる運営体制があること。
- (6) 経営の基礎、管理の状況に信頼性があり、地域住民から信頼されていること。
- (7) 団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと。
- (8) 市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないこと。

### 2 対象事業等

愛知県内で実施する次の事業。

#### (1) 対象とする事業

- ・地域で孤立する恐れのある人や生活課題のある人を社会の一員として、包み支え合う仕組みづくりを進めるために、関係機関・活動団体・住民が連携して行う事業
- ・地域で孤立する人や生活課題のある人を把握したうえ行う具体的な支援活動

### 〈活動の例〉

- ア 生活困窮世帯の子どもの学習支援など「貧困世帯」への支援
- イ 「いじめ」や「引きこもり」に対応した地域でのサロン活動や不登校の子どものフリースクール
- ウ 「ニート」、「引きこもり」にならないための活動、なった人への場づくりや支援
- エ 「DV」、「虐待」を防止するための活動、被害者への支援
- オ 経済的困窮者の中間的就労のための事業
- カ 障害がある人の就労の場づくり
- キ 高齢者の徘徊時の緊急対応や見守り体制づくりなど、「高齢者の安全と家族等への安心をサポート」する活動への支援
- ク 防災・減災、防犯など「安心、安全なまちづくり」を進める活動への支援

### (2) 対象とならない事業等

- ア 対象とならない事業
  - ・構成員の互助共済のみを行うもの
  - ・営利のために行っていると見なされるもの
  - ・国または地方公共団体等の責任に属すると見なされるもの
  - ・その他、本会において不適当と認めたもの
- イ 対象とならない経費
  - ・団体の運営に係る管理経費
  - ・団体の本来の活動に関する人件費
  - ・団体の運営上必要な機器や備品等の購入費
  - ・団体の事務所の借り上げ代、補修・改修費、光熱水費
  - ・飲食費またはそれに類する費用
  - ・その他、本会において不適当と認めた費用
- ウ 設備整備又は備品購入のみの事業

### 3 事業実施期間

平成31年度

### 4 配分申請額

1団体につき10万円以上30万円以内（万円単位）

### 5 受配申請書の提出

様式「平成31年度地域から孤立をなくす活動支援事業受配申請書」（以下、「受配申請書」という。）をご記入の上、「添付書類」に記載の関係書類を添付し、本会にご提出く

ださい。（郵送可）

## 6 受配申請書の受付期間

平成30年6月4日（月）～平成30年7月27日（金）[必着]

## 7 配分の決定までの流れ（予定）

平成31年3月上・中旬…内定または対象外の連絡（配分委員会にて承認後）

平成31年3月中・下旬…理事会、評議員会にて決定

平成31年4月上・中旬…配分決定通知書の交付

## 8 注意事項

- (1) 共同募金は、県民の皆様から寄せられた尊い浄財です。申請にあたっては、適切な内容でご申請ください。
- (2) 当申請の事業は、配分決定通知書交付後に実施するものです。配分決定通知書受理前に事業に着手した場合は、配分決定を取り消します。
- (3) 必要に応じて調査（監査）を行います。また、不正の事実等があった場合には、配分の決定の取り消し、または配分金を返還いただきます。
- (4) 本会へ提出した受配申請書の控えは、最低6年間保管してください。
- (5) 他の助成団体への同一内容の重複申請はご遠慮ください。
- (6) 要望にお応えできない場合がありますので予めご了承ください。

## 9 受配申請の取り下げ

やむをえず、受配申請を取り下げる場合には、速やかに愛知県共同募金会へご連絡ください。

## 10 提出先、問合せ先

〒461-0011

名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内

社会福祉法人愛知県共同募金会

T E L 052-212-5528 F A X 052-212-5529